

(別紙 1)

吹田市立小・中学校英語指導者等派遣業務
公募型プロポーザル 仕様書

本仕様書は、吹田市立小・中学校英語指導者等派遣業務公募型プロポーザル実施要領の第1の3に示す業務内容を円滑かつ効果的に運営するために、必要な事項を定めるものとする。

第1 業務内容

1 英語指導者派遣業務

(1)事業者（派遣元）の行う業務

- ア 英語指導者の履行場所への派遣
- イ 法令により派遣元に義務付けられている諸手続
- ウ 本市及び学校との連絡調整
- エ 英語、外国語及び外国語活動の授業で使用するデジタル教材及び動画等の提供

(2)英語指導者（派遣労働者）の行う業務

英語指導者は、本市並びに派遣先の校長（以下「派遣校」という。）の指示に従い、派遣校教員の指導のもと、以下の業務に従事する。

- ア 派遣校の英語、外国語及び外国語活動の授業における児童・生徒に対する英語の発音及び英会話等の指導（動画配信の形式によるものを含む）並びに中学校英語科教員及び小学校教員とのチームティーチングの実施及び指導準備のための打ち合わせ
- イ 英語、外国語及び外国語活動の授業において使用する教材（音声教材・動画教材を含む、以下同じ。）の研究・作成、指導案・教材作成の補助、パフォーマンステスト等の採点補助
- ウ 派遣校での学校行事及び国際理解教育に関する行事への協力並びに異文化理解の取組支援
- エ 派遣校の英語、外国語及び外国語活動の授業に関わる教職員研修への協力

2 えいご kids の体験活動に関する業務

- ア 各小学校（36校）において、各年度、各校1回以上実施すること。
- イ 企画・実施方法等については、受託者の企画提案内容を協議の上、本市が決定する。

3 国際理解教育に関する業務

- ア 各小・中学校（54校）において、各年度、各校1回以上実施すること。
- イ 企画・実施方法等については、受託者の企画提案内容を協議の上、本市が決定する。

第2 英語指導者の要件

- 1 心身ともに健康であり、履行期間を通して勤務できること。
- 2 英語を母語とする者、又は英語を母語とする者と同程度の英語力を有する者であること。
- 3 中学校及び小学校外国語科検定教科書準拠CD等に準ずる英語の発音・イントネーションで指導できること。
- 4 学士以上の学位を有していること。
- 5 日本での中学校又は小学校での英語教育指導を経験しているか、それに準ずる経験をしており、中学校及び小学校の教育に携わるのに適した指導技術を有していること。
- 6 教材作成や動画による授業配信等に際して必要となるパソコンその他の機器・アプリケーション類を操作する能力を有していること。
- 7 業務を遂行できるだけの日本語能力を有し、教職員や児童・生徒と積極的にコミュニケーションを図れること。なお、特に小学校に派遣する者については、日本語のみで教員と必要な意思疎通が可能な程度の日本語能力を有すること。
- 8 英語の指導に熱意を持っていること。
- 9 職務専念義務、守秘義務を遵守すること。
- 10 指導者としてふさわしい態度・服装等をすること。

- 11 学習指導要領に記された小学校外国語（活動）・中学校外国語の目的や内容を理解していること。
- 12 次のいずれにも該当していないこと。
 - (1) 地方公務員法第 16 条各号又は学校教育法第 9 条各号のいずれかに該当する者
 - (2) 未成年者に対する性犯罪歴のある者
 - (3) 英語指導者として不適格であるという本市及び派遣元の合意により派遣を中止され、3 年を経過しない者

第 3 英語指導者派遣業務の就業日

本市が指定する日を就業日（別紙 2 「派遣業務に係る年度別就業日」参照）とし、派遣校の校長等と調整の上、英語指導者を派遣すること。

第 4 英語指導者派遣業務の就業時間および休憩時間

小学校・・・就業日の 8 時 40 分から 15 時 30 分（休憩時間 1 時間を含む）

中学校・・・就業日の 8 時 40 分から 17 時 00 分（休憩時間 45 分を含む）

第 5 英語指導者の派遣に係る派遣元の義務

- 1 派遣元は、契約締結後に本市が指定する日の午後に、吹田市内の施設で実施する派遣契約に関する事前打合せに、英語指導者 27 名を参加させること。
- 2 派遣元は、原則として同一校には同一の英語指導者を継続して派遣すること。
- 3 派遣元は、労働者派遣事業の許可を受けたものであること。また、英語指導者の雇用に関して、労働基準法、健康保険法、厚生年金保険法その他関係法令を遵守すること。
- 4 派遣元は、派遣する英語指導者に対して、日本の学校教育の仕組みや内容、日本の文化や生活習慣、指導方法、教材の作成方法等に関する研修を事前に十分に行うこと。
- 5 派遣元は、英語指導者の病気・事故等で派遣予定日に業務が履行できない場合は、速やかに代替者を派遣するか、または、未実施分を本市と協議の上、他日に実施すること。
- 6 就業日であっても、気象警報、感染症対策その他の事由による臨時休業等により、終日授業が行われない場合は、本市と協議の上、就業日を他日に振り替えるものとする。ただし、予め本市の承認を得た上で、教職員への研修、教材の研究その他第 3 に定める業務に従事する日とする場合は、この限りでない。
- 7 派遣元は、次のいずれかに該当する事由が生じ、本市と派遣元が協議して、英語指導者が不適格であると合意した場合には、当該英語指導者の派遣を直ちに中止し、速やかに異なる英語指導者を派遣すること。
 - (1) 第 2 「英語指導者の要件」に該当しない場合
 - (2) 日本国憲法、地方公務員法および教育公務員特例法等の関係法令等に違反した場合
 - (3) 英語指導者が業務遂行に当たり、著しく不適切と認められる場合
 - (4) 身体又は精神の障害により、勤務に耐えられないと認められる場合
 - (5) 勤務態度が不良であり、改善の見込みがないと認められる場合

第 6 その他

- 1 受託者は、個別契約締結後すみやかに、英語指導者の氏名等が記載された英語指導者決定通知書を作成し、本市に提出すること。
- 2 英語指導者が、派遣校で作成した教材、撮影・録音した音声、映像及び写真等の著作権及び肖像権等は、派遣校に属するものとする。

- 3 受託者は、吹田市情報セキュリティポリシー、吹田市教育情報セキュリティポリシー、個人情報の保護に関する法律等関係法令を遵守すること。
- 4 この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、本市と受託者の双方で誠意をもって協議して定めるものとする。